

あなたの大切な方の相続手続きをスムーズに行うために



相続手続きの ご案内

相続に関する様々なお手続きについて
まとめた一冊です。



感動を、シェアしたい。

大分銀行

(2022年4月18日現在)



本冊子は、お亡くなりになられた方が大分銀行でお取引
いただいていたご預金等について、大分銀行における
一般的な相続のお手続きをご説明したものです。

十分なお時間をいただいたうえで、分かりやすいご説明を
させていただきますので、最寄りの大分銀行の本支店まで
ご相談ください。

なお、相続手続きのご説明には時間を要する場合もござい
ますのであらかじめご了承ください。

ご注意ください

- ◆本冊子は一般的な説明を掲載したものにしますので、個々のケースにあてはまらない
場合があります。
- ◆法律や税務にかかわる事項に関しましては、弁護士をはじめ専門家にご相談ください。
- ◆本冊子の記載内容は法改正等により変更となる場合があります。
- ◆本冊子の一部または全部を当行の承諾なしに転写・複製することはできません。

目次

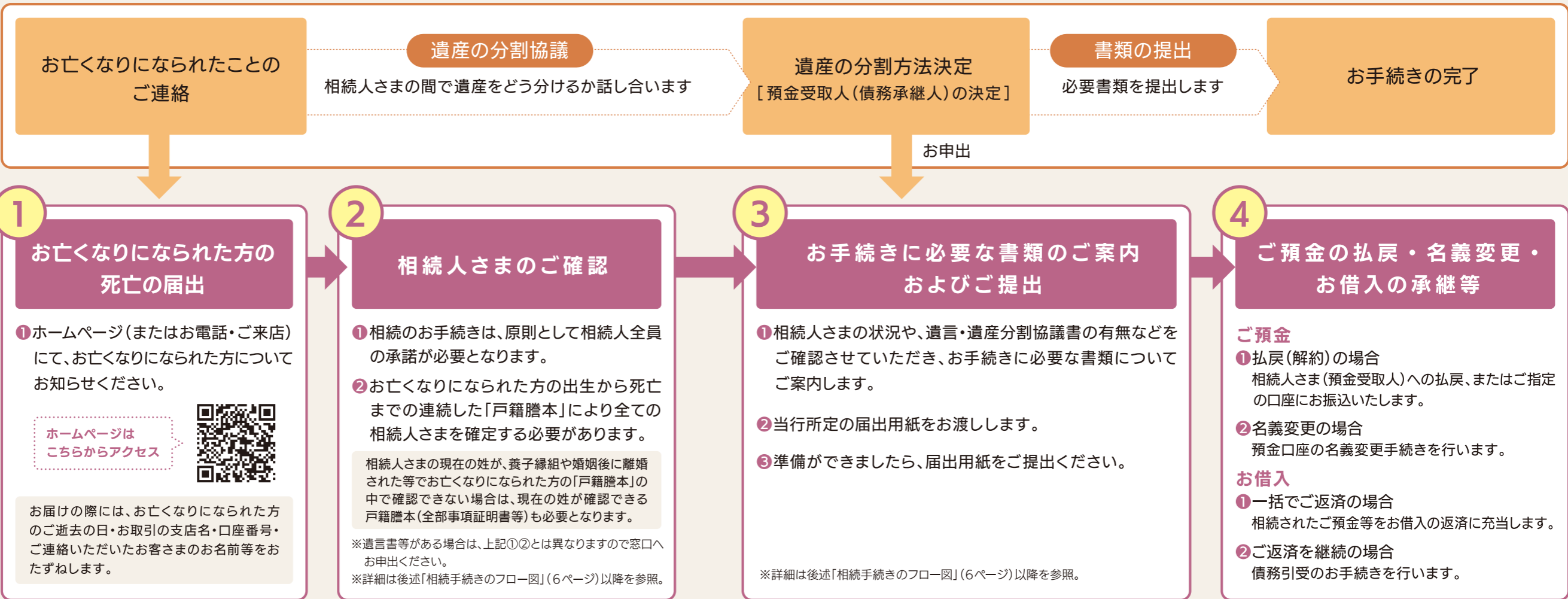
1. 相続手続き全体の流れ	3 ~ 4
2. 相続手続きが完了するまでの間のお取引について	5
3. 相続手続きのフロー図	6
1 遺言書による相続の場合	7
2 遺産分割協議書による相続の場合	8
3 相続人全員の合意による相続の場合	9
4 家庭裁判所の調停または審判による相続の場合	10
5 相続財産管理人または遺産整理業務による相続の場合	11
* 相続人の中で下記に該当する方がいる場合	12 ~ 13
未成年者 成年被後見人 海外居住者 行方不明者 相続放棄者 相続手続き委任者	
4. 残高証明書の発行をご希望される場合	14
5. 戸籍謄本を取得する際のフロー図	15
6. 市(区)役所(町村役場)へお出かけの際のお願い	16
7. 法定相続人と法定相続分・遺留分について(ご参考)	17 ~ 18
8. 戸籍謄本について(ご参考)	19
9. 相続税について(ご参考)	20
10. よくあるご質問	21 ~ 22

1. 相続手続き全体の流れ

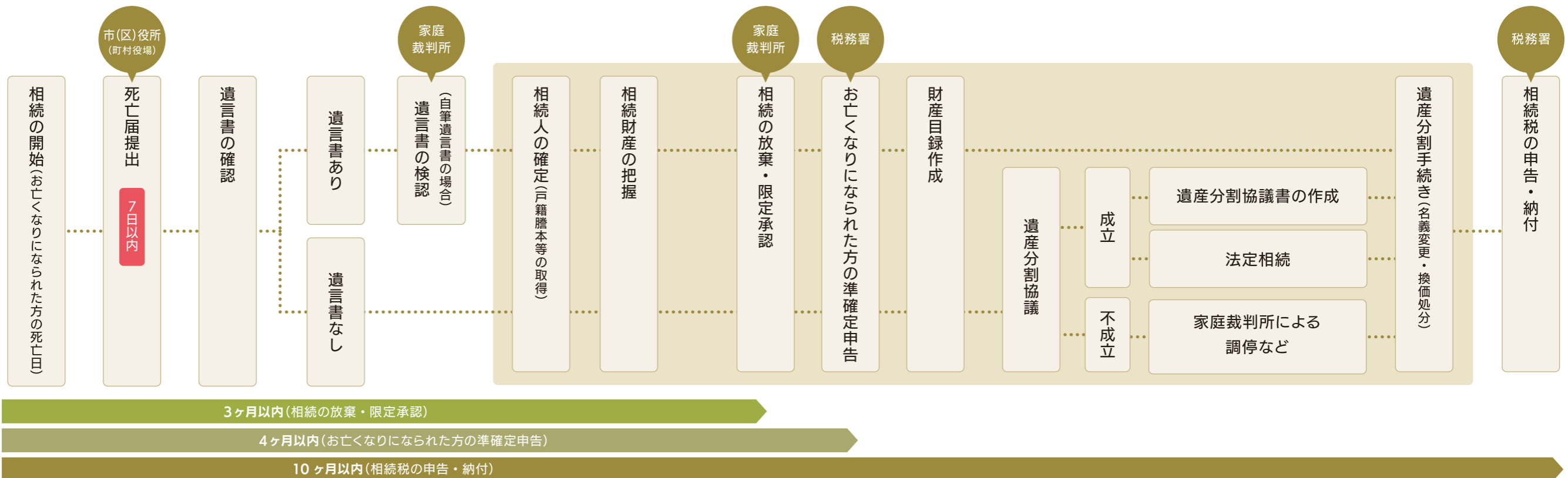
大分銀行のご預金等の相続手続き

相続人さまのご対応

大分銀行でのお手続き



法律上のお手続きの概要(ご参考)



2. 相続手続きが完了するまでの間のお取引について

相続手続きが完了するまでは、原則としてお亡くなりになられた方のご預金等のお引出、ご入金ができなくなります。

葬儀費用等で相続手続き完了前に、預金の一部支払が必要な場合は、本支店窓口へご相談ください。

お取引内容	
1. 口座振替	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共料金など各種口座振替は停止させていただきます ● 引続き口座振替のご利用を希望される場合は、収納先へのお届けとあわせてお早めに引落口座の変更手続きをお願いします
2. 振込入金	<ul style="list-style-type: none"> ● お振込による入金については、先方の銀行を通じ振込依頼人者さまの指示にもとづいて、取扱いをさせていただきます
3. 総合口座取引	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たな貸越のお取引はできません ● 総合口座普通預金に貸越残高がある場合や貸越利息が生じている場合は、ご返済が必要となります
4. 当座預金	<ul style="list-style-type: none"> ● 当座預金のお取引がある場合は、解約させていただきます ● 小切手帳・手形帳の未使用分は、取引店へご返却ください ● 小切手・手形の生前振出分がある場合は、お申出ください
5. でんさい契約	<ul style="list-style-type: none"> ● でんさいのご契約がある場合は、解約させていただきます ● 債権・債務がある場合は、その消滅後にでんさい契約が解約となります ● 生前振出がある場合は、お申出ください
6. 貸金庫契約	<ul style="list-style-type: none"> ● 開庫の取扱いは停止させていただきます ● 代理人による開庫もできなくなります ● 開庫・内容物のお受取等のお手続きにつきましては、相続関係者さま全員によるお手続きが必要となりますので、本支店窓口へご相談ください
7. 債券(国債等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 相続手続き前の売買はできません ● 名義変更を希望される場合は、継承する相続人さまによる新たなご契約が必要となる場合があります
8. 投資信託	<ul style="list-style-type: none"> ● 相続手続き前の売買はできません ● 名義変更を希望される場合は、継承する相続人さまによる新たなご契約が必要となる場合があります
9. 外貨預金	<ul style="list-style-type: none"> ● 円貨で相続を行う場合、解約日の外国為替相場が適用されます ● 外貨で相続を行う場合、継承する相続人さまによる新たなご契約が必要となる場合があります
10. 融資・ローン等	<ul style="list-style-type: none"> ● お亡くなりになられた方が借主または保証人等になられていた場合は、債務引受等のお手続きが必要となりますのでお申出ください ● 相続手続きが完了するまでは、原則として、ご返済を停止させていただきます
11. 保険等	<ul style="list-style-type: none"> ● 当行でお申込まいただいた生命保険・火災保険等については、別途保険会社所定のお手続きが必要となりますので、各保険会社のお問い合わせ先をご案内いたします

※詳細は窓口へお問い合わせください。

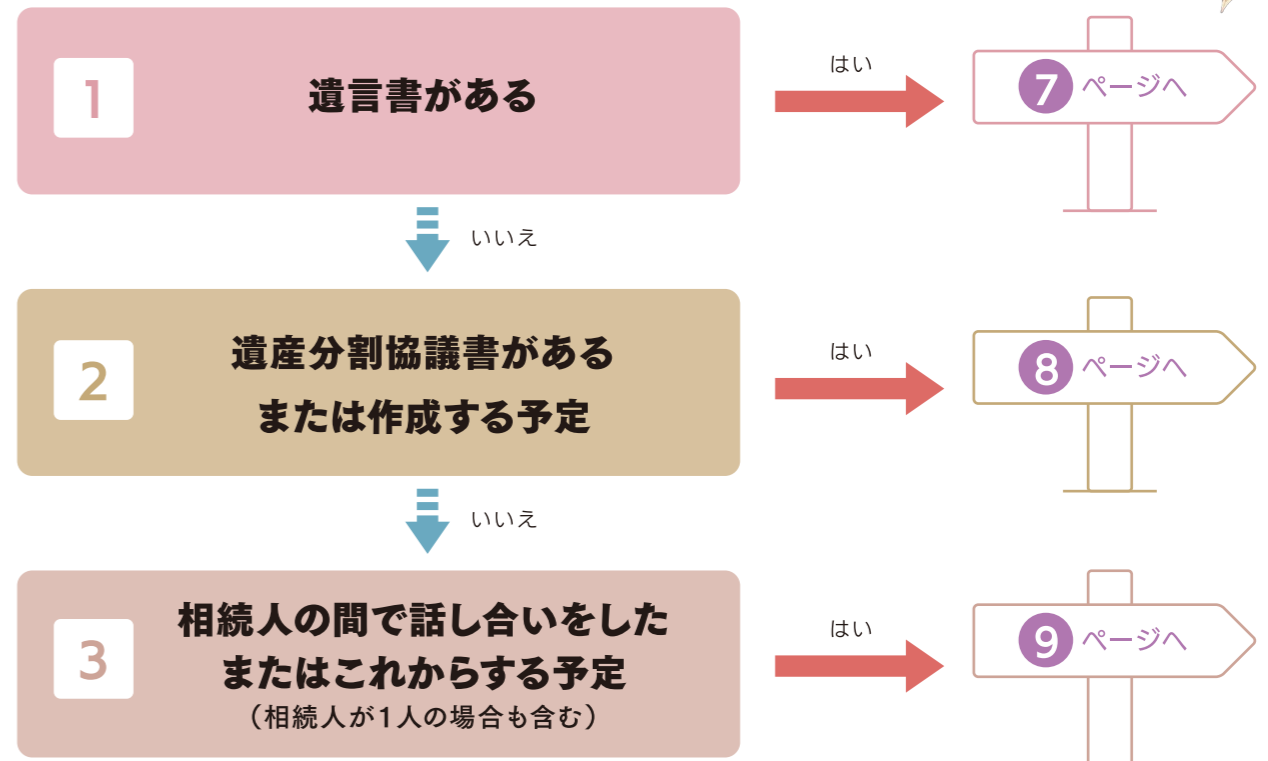
3. 相続手続きのフロー図

下記フロー図に沿って、相続のケース 1～5 に該当するページに進んでください。ケースによってご準備いただく書類の内容が異なります。

<一般的な相続>の優先順位は

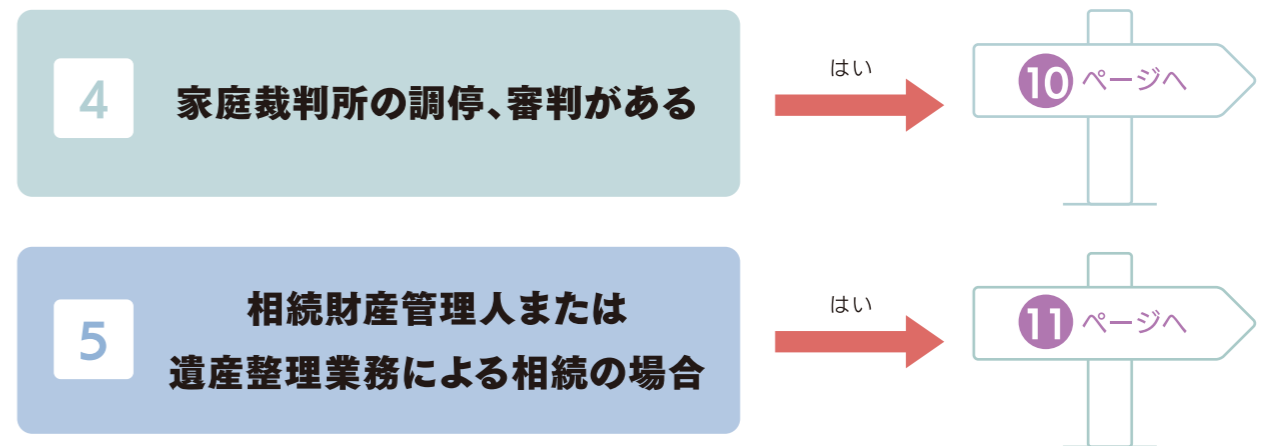
遺言書 → 遺産分割協議書 → 相続人間での話し合い になります。

<一般的な相続>



※相続人さまの中で『未成年者・成年被後見人・海外居住者・行方不明者・相続放棄者・相続手続き委任者』のいずれかに該当する方がいる場合は、上記 1～3 のケースと合わせて12～13ページをご覧ください。

<その他の相続>



1

遺言書による相続の場合

公正証書遺言または自筆証書遺言の内容に従って、遺言執行者さま（指定がない場合は受遺者さま）にお手続きをしていただきます。

1. 遺言の確認

一般的な遺言の種類	遺言の方式
公正証書遺言	遺言者が公証人に伝えた内容を、公証人が公正証書として作成した遺言
自筆証書遺言	遺言者の自筆による遺言

*遺言による相続の場合、「遺言書」の内容に応じ、取扱い方法が異なります。
下記「2. 必要書類」を準備される前にまず本支店窓口にご相談ください。

2. 必要書類

(1) 遺言書	公正証書遺言の場合	遺言書の原本(正本または謄本)
	自筆証書遺言の場合	①遺言書の原本 ②家庭裁判所の検認済証明書 または 「遺言書情報証明書」
(2) 印鑑証明書	遺言執行者の印鑑証明書(発行日から6ヶ月以内のもの) ※遺言執行者の指定がない場合は、受遺者(遺言によって相続預金を受け取る方)の印鑑証明書	
(3) 戸籍謄本	お亡くなりになられた方の死亡が確認できる戸籍謄本(全部事項証明書) または「法定相続情報一覧図」	

3. 来店時にご用意いただくもの

(1) 当行所定の相続手続依頼書	ご持参いただいた必要書類を確認した後に窓口でお渡しします *遺言執行者の署名と実印の押印が必要です *遺言執行者の指定がない場合は、受遺者全員の署名と実印の押印が必要です
(2) 実印	遺言執行者の実印 ※遺言執行者の指定がない場合は、受遺者の実印 受遺者が複数の場合は、代表として受け取る方の実印
(3) 預金通帳・証書	①お亡くなりになられた方の預金通帳、証書 ※見当たらない場合は、窓口へお申出ください ②預金等を解約する場合は、解約金を入金する通帳

※上記必要書類につきましては、一般的なケースであり、別途書類が必要になる場合もございます。

2

遺産分割協議書による相続の場合



遺産分割協議書の内容に従って、当行預金を受け取る方(受取人が複数の場合は代表者さま)にお手続きをしていただきます。

1. 遺産分割協議書とは？

- 相続人全員の協議によって相続分の分割を決定します。決定した内容を明確にした書類を「遺産分割協議書」といいます
- 法律などで必要な要件は定められていませんが、「誰が何をどれだけ相続するか」を具体的に示しておく必要があります
- 遺産分割協議書は、相続人全員が署名し、実印を押印して作成します(相続人全員の印鑑証明書の添付が必要です)

2. 必要書類

(1) 遺産分割協議書	相続人全員の署名と実印の押印がある遺産分割協議書原本 (相続人全員の印鑑証明書が添付されているもの)
(2) 印鑑証明書	遺産分割協議書により当行預金を受け取る方の印鑑証明書 (発行日から6ヶ月以内のもの)
(3) 戸籍謄本	①お亡くなりになられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本 ②相続人が確認できる戸籍謄本(詳細は15ページをご覧ください) または 「法定相続情報一覧図」

3. 来店時にご用意いただくもの

(1) 当行所定の相続手続依頼書	ご持参いただいた必要書類を確認した後に窓口でお渡しします *遺産分割協議書により当行預金を受け取る方全員の署名と実印の押印が必要です
(2) 実印	当行預金を受け取る方の実印 ※受取人が複数の場合は、代表して受け取る方の実印
(3) 預金通帳・証書	①お亡くなりになられた方の預金通帳、証書 ※見当たらない場合は、窓口へお申出ください ②預金等を解約する場合は、解約金を入金する通帳

※上記必要書類につきましては、一般的なケースであり、別途書類が必要になる場合もございます。

3 相続人全員の合意による相続の場合

(相続人1人の単独相続も含む)

相続人全員の合意に従って、相続人代表者さまにお手続きをしていただきます。

1. 相続人全員の合意によるお手続きとは？

- 具体的な遺産分割協議を行う前に、相続人全員の合意にもとづいて相続預金の払戻等のお手続きを行う方法です
- 当行所定の「相続手続依頼書」に相続人全員の署名、実印の押印が必要になります

<単独相続の場合>

- 単独相続の場合は、相続人さまが1人であるため遺産分割協議の必要はありません

2. 必要書類

(1) 印鑑証明書	相続人全員の印鑑証明書(単独相続の場合は相続人1人) (発行日から6ヶ月以内のもの)
(2) 戸籍謄本	①お亡くなりになられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本 ②相続人が確認できる戸籍謄本(詳細は15ページをご覧ください) または 「法定相続情報一覧図」

3. 来店時にご用意いただくもの

(1) 当行所定の相続手続依頼書	ご持参いただいた必要書類を確認した後に窓口でお渡しします * <u>相続人全員の署名と実印の押印が必要です</u>
(2) 実印	相続手続を行う代表の方の実印
(3) 預金通帳・証書	①お亡くなりになられた方の預金通帳、証書 ※見当たらない場合は、窓口へお申出ください ②預金等を解約する場合は、解約金を入金する通帳

※上記必要書類につきましては、一般的なケースであり、別途書類が必要になる場合もございます。

4 家庭裁判所の調停または審判による相続の場合

1. 必要書類

調停の場合

(1) 調停調書の正本または謄本	家庭裁判所の調停により成立した遺産分割協議内容に従ってお手続きしていただきます
(2) 印鑑証明書	調停により当行預金を受け取る方の印鑑証明書 (発行日から6ヶ月以内のもの)
(3) 戸籍謄本	お亡くなりになられた方の死亡が確認できる戸籍謄本(全部事項証明書) または「法定相続情報一覧図」

審判の場合

(1) 審判書の正本または謄本	家庭裁判所の審判により成立した遺産分割協議内容に従ってお手続きしていただきます
(2) 審判確定証明書	
(3) 印鑑証明書	審判により当行預金を受け取る方の印鑑証明書 (発行日から6ヶ月以内のもの)
(4) 戸籍謄本	お亡くなりになられた方の死亡が確認できる戸籍謄本(全部事項証明書) または「法定相続情報一覧図」

2. 来店時にご用意いただくもの

(1) 当行所定の相続手続依頼書	ご持参いただいた必要書類を確認した後に窓口でお渡しします * <u>調停、審判により当行預金を受け取る方の署名と実印の押印が必要です</u>
(2) 実印	調停、審判により当行預金を受け取る方の実印 ※受取人が複数の場合は、代表で受け取る方の実印
(3) 預金通帳・証書	①お亡くなりになられた方の預金通帳、証書 ※見当たらない場合は、窓口へお申出ください ②預金等を解約する場合は、解約金を入金する通帳

※上記必要書類につきましては、一般的なケースであり、別途書類が必要になる場合もございます。

5 相続財産管理人または遺産整理業務による相続の場合

1. 必要書類

相続財産管理人の場合

(1) 相続財産管理人 選任審判書謄本	家庭裁判所の審判により決定した相続財産管理人にお手続きしていただきます
(2) 印鑑証明書	相続財産管理人の印鑑証明書 (発行日から6ヶ月以内のもの)
(3) 戸籍謄本	お亡くなりになられた方の死亡が確認できる戸籍謄本(全部事項証明書) または「法定相続情報一覧図」

遺産整理業務の場合

(1) 遺産整理に関する相続 関係書類一式 (委任契約書、支配人等を 確認するための現在事項 一部証明書、戸籍謄本等)	遺産整理に関する契約書に記載された遺産整理受任者にお手続きをしていただきます
(2) 印鑑証明書	遺産整理受任者の印鑑証明書 (発行日から6ヶ月以内のもの)

2. 来店時にご用意いただくもの

(1) 当行所定の 相続手続依頼書	ご持参いただいた必要書類を確認した後に窓口でお渡しします *相続財産管理人の場合は、相続財産管理人の署名と実印の押印が必要です *遺産整理業務の場合は、遺産整理受任者の署名と実印の押印が必要です
(2) 実印	相続財産管理人の場合は、相続財産管理人の実印 遺産整理業務の場合は、遺産整理受任者の実印
(3) 預金通帳・証書	①お亡くなりになられた方の預金通帳、証書 ※見当たらない場合は、窓口へお申出ください ②預金等を解約する場合は、解約金を入金する通帳

※上記必要書類につきましては、一般的なケースであり、別途書類が必要になる場合もございます。

etc 相続人の中で下記に該当する方がいる場合 [I] [未成年者] [成年被後見人]

■ 未成年者 ※ただし、未成年者でも婚姻した方は成人とみなされます。

■ 親と子が利益相反とならない場合 (預金等をすべて払戻、解約する場合)

印鑑証明書	親(親権者)の印鑑証明書(発行日から6ヶ月以内のもの) 親(親権者)を法定代理人としてお手続きしていただきます
-------	--

■ 親と子が利益相反となる場合 (預金等を名義変更する場合や遺産分割協議書を作成する場合)

(1) 特別代理人選任 審判書謄本	家庭裁判所に特別代理人を選任してもらいます ※特別代理人の場合は、遺産分割協議書が必要になります ※また、未成年の子が複数いる場合は、子供間の利益相反が生じるため、特別代理人は別々に選任する必要があります
(2) 印鑑証明書	特別代理人の印鑑証明書(発行日から6ヶ月以内のもの)

■ 親権者がいない場合

(1) 未成年者が記載されている 戸籍謄本または未成年 後見人の登記事項証明書	家庭裁判所に未成年後見人を選任してもらい、その方を代理人としてお手続きしていただきます
(2) 印鑑証明書	未成年後見人の印鑑証明書(発行日から6ヶ月以内のもの)

■ 成年被後見人

(1) 登記事項証明書ま たは審判書の抄本 および確定証明書	成年被後見人を法定代理人としてお手続きしていただきます ※相続人が他の相続人の成年被後見人になっている場合は、利益相反となるため、別途書類が必要な場合があります その場合は、窓口へお問い合わせください
(2) 印鑑証明書	成年被後見人の印鑑証明書(発行日から6ヶ月以内のもの)

※上記必要書類につきましては、一般的なケースであり、別途書類が必要になる場合もございます。

利益相反について

利益相反とは、ある行為により一方の利益になると同時に他方への不利益になることをいいます。そのため、遺産分割協議書の作成や通帳等の名義変更(遺産分割となるため)は、利益相反になります。

4. 残高証明書の発行をご希望される場合

etc

相続人の中で下記に該当する方がいる場合【Ⅱ】

[海外居住者] [行方不明者] [相続放棄者] [相続手続き委任者]

海外居住者

当行所定の相続手続き依頼書と 綴り合わせて割印したサイン証明書 ※上記の提出ができない場合は、「サイン証明書」 と併せて「在留証明書」が必要です	海外居住の相続人がいる場合は印鑑証明書の代わりに「サイン証明書」を ご提出していただきます サイン証明書等の発行については、日本国籍の方は居住地の大使館・ 領事館、外国籍を取得した方は居住地の公証人役場へおたずねください ※遺産分割協議書を作成する場合は、遺産分割協議書と綴り合わせて割印した サイン証明書が必要です
---	---

行方不明者

(1) 不在者財産管理人選任審判書謄本	家庭裁判所に不在者財産管理人を選任してもらい、その方を代理人として お手続きしていただきます
(2) 印鑑証明書	不在者財産管理人の印鑑証明書（発行日から6ヶ月以内のもの）

相続放棄者

相続放棄申述受理証明書	家庭裁判所発行の証明書をご提出ください
-------------	---------------------

相続手続き委任者

(1) 委任状 (委任する方の印鑑証明書が添付されているもの)	委任状により委任を受ける方を代理人としてお手続きしていただきます また、印鑑証明書は発行日から6ヶ月以内のものをご用意ください
(2) 印鑑証明書	委任を受けた方の印鑑証明書（発行日から6ヶ月以内のもの）

※上記必要書類につきましては、一般的なケースであり、別途書類が必要になる場合もございます。

海外居住者の サイン証明書 について

サイン証明書とは、本人の署名および捺印であることを証明するものであり、日本国内の不動産登記手続きや相続手続き等の際に印鑑証明書に代わるものとして必要になります。サイン証明書を発行するための必要書類については、居住地の大使館・領事館（日本国籍の方）・公証人役場（外国籍を取得した方）等へご相談ください。

不在者財産 管理人について

相続人の中で音信不通の方や行方がわからない方がいる場合は、戸籍の附票を調査することにより現在の住所が判明する場合があります。その戸籍の附票による調査でも見つからない場合や失踪したことが明らか場合は、家庭裁判所に「不在者財産管理人の選任申立」を行って、その方を代理人として相続手続きを行ってまいります。「不在者財産管理人の選任申立」については、法律の専門家や家庭裁判所にご相談ください。

1. 発行依頼ができる方は？

相続人、遺言執行者、相続財産管理人等、正当な権利者の方からの依頼により発行いたします

2. 来店時にご用意いただくもの

(1) 戸籍謄本	お亡くなりになられた方の死亡が確認できる戸籍謄本（全部事項証明書） または「法定相続情報一覧図」
(2) 相続権利者であることが確認できる書類	①相続人は、お亡くなりになられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本の中で、 相続人であることが確認できる戸籍謄本をご用意ください ②遺言執行者または受遺者（遺言によって相続預金を受け取る方）は、遺言書（公正証書 遺言または検認済遺言書）をご用意ください また、遺言執行者に関する家庭裁判所審判書謄本がある場合は、併せてご用意ください ③相続財産管理人は、相続財産管理人選任審判書謄本をご用意ください
(3) 印鑑証明書	発行依頼人の印鑑証明書（発行日から6ヶ月以内のもの）
(4) 実印	発行依頼人の実印
(5) 預金通帳・証書	お亡くなりになられた方の預金通帳、証書 ※見当たらない場合は、窓口へお申出ください

3. 当行所定の依頼書について

当行所定の「残高証明発行依頼書」を窓口でお渡しします

4. 手数料について

当行所定の発行手数料が必要になります

5. 発行についてお願い

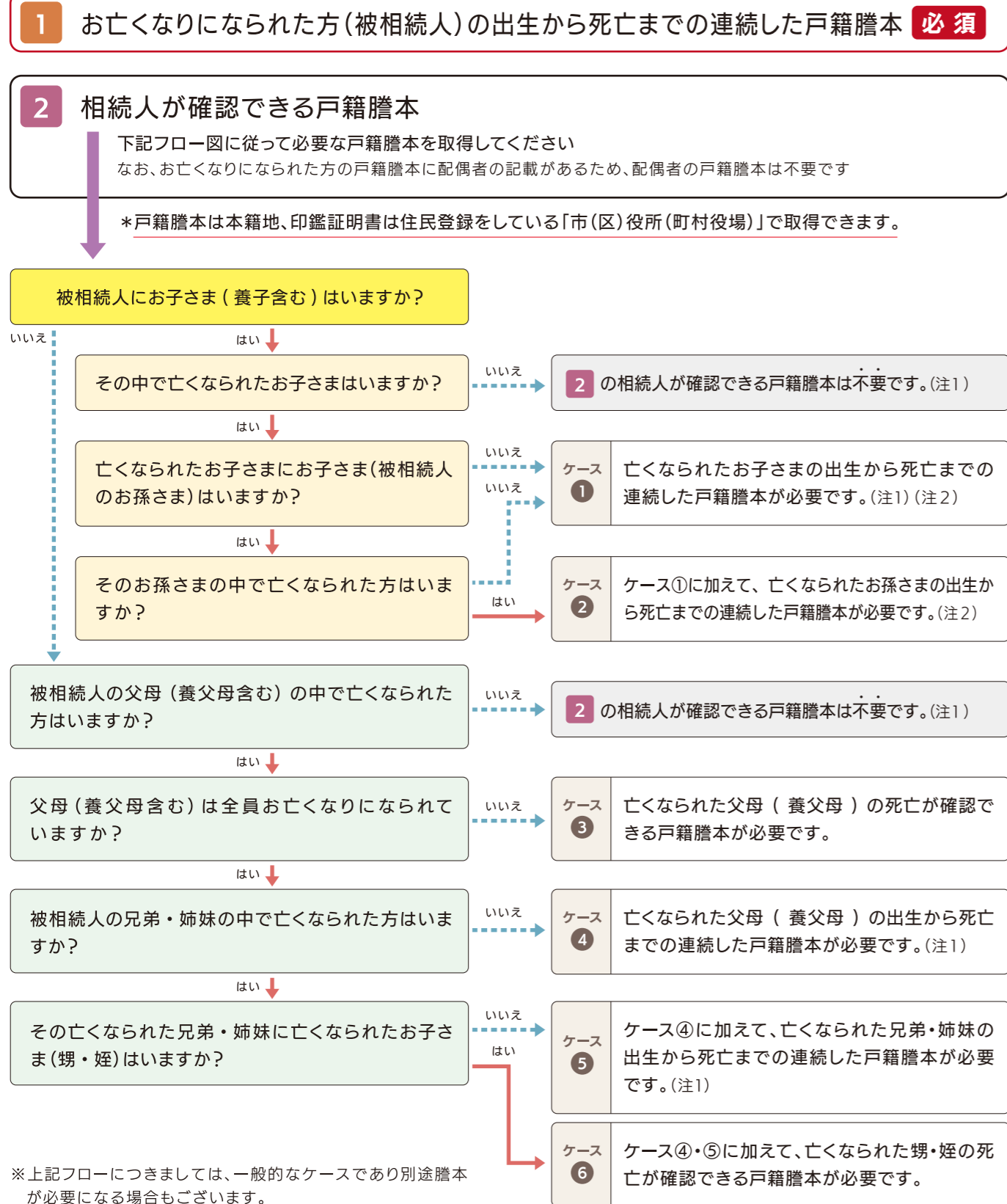
残高証明書の発行をご希望される場合は、最寄りの本支店で受付できます
残高証明書は、お亡くなりになられた方のお取引店で発行します
また、即日発行できない場合がありますのでご了承ください

※上記必要書類につきましては、一般的なケースであり、別途書類が必要になる場合もございます。



5. 戸籍謄本を取得する際のフロー図

相続手続きに必要な戸籍謄本



(注1)相続人さまの現在の姓が養子縁組や婚姻後、離婚等で変わっている場合は、その方の全部事項証明書も必要です。
 (注2)全てのお子さまおよびお孫さまが亡くなられている場合は、上記ケース①②に加えて、被相続人にお子さまがいないケース③～⑥に該当する戸籍謄本が必要となります。

6. 市(区)役所(町村役場)へお出かけの際のお願い

お亡くなりになられた方等の戸籍謄本をみれなくご用意していただくために、市(区)役所(町村役場)の担当者へ「相続手続きのために必要です」と申し添えてください。

市区町村担当者さまへ

株式会社 大分銀行

相続手続きを行うにあたり、大分銀行では相続人さまに
 下記書類の提出をお願いしております。

1 お亡くなりになられた方(被相続人)の出生から死亡までの連続した戸籍謄本
※戸籍謄本に「改製」「婚姻」「転籍」「分籍」「家督相続」などの文言がある場合は、戸籍が新しくなっていますので、さらにそれ以前の戸籍謄本をお願いします。
 ※戸籍謄本が古く廃棄されている場合は、廃棄証明書も必要です。

お亡くなりになられた方の連続した戸籍謄本とは、下記①～④の期間の戸籍謄本になります。

出生 → ① 改製 → ② 婚姻 → ③ 転籍 → ④ → 死亡

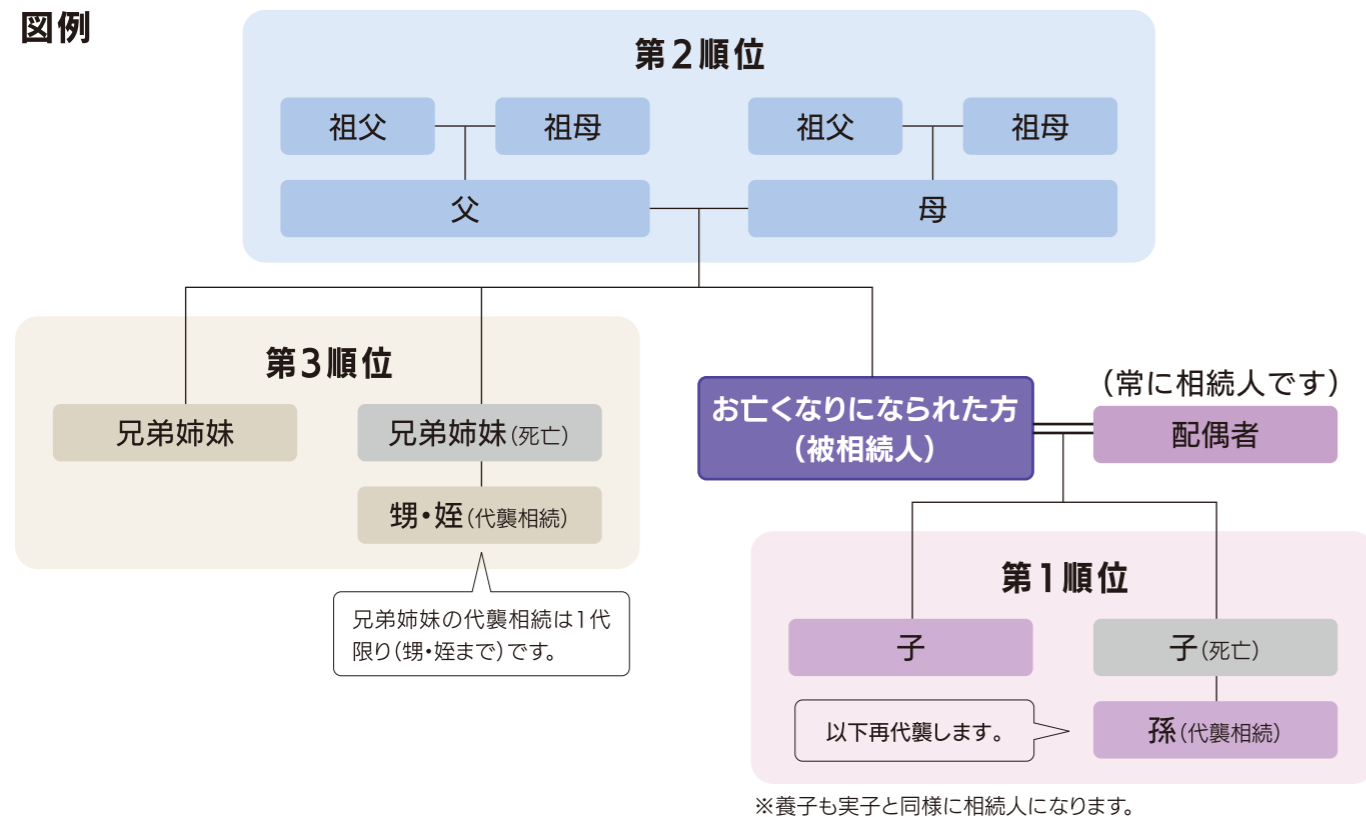
2 相続人が確認できる戸籍謄本
「5.戸籍謄本を取得する際のフロー図」(15ページ)に沿って必要な戸籍謄本をご用意ください。また、法定相続人の範囲については「7.法定相続人と法定相続分・遺留分について(ご参考)」(17ページ)をご参照ください。
 ※相続人さまの現在の姓が養子縁組や婚姻後、離婚等で変わっている場合は、その方の全部事項証明書も必要です。

転籍している場合は、その転籍先を請求者さまにお伝えいただくようお願いいたします。
 相続人さまにもれなく戸籍謄本を用意していただくため、
 ご不明な点があれば大分銀行のご相談窓口(裏表紙記載)までお問い合わせください。
 よろしくお願いたします。

7. 法定相続人と法定相続分・遺留分について(ご参考)

民法では法定相続人と法定相続割合が以下のとおり定められています。

図例



順位	被相続人との続柄	法定相続人になる場合
—	配偶者	常に相続人になります
第1順位	子	・実子(嫡出子・非嫡出子)・養子を問わず、すべて相続人になります ・養子は、養親・実親双方の相続人になります ・特別養子は、養親のみ相続人になります
	孫	子が、お亡くなりになられた方より先に死亡している場合は、その子に代わって相続人になります(代襲相続)
第2順位 (直系尊属)	父母(養父母含む)	第1順位の相続人がいずれもない場合に相続人となります
	祖父母	第1順位の相続人がいずれもない場合で、かつ父母(養父母含む)が全員亡くなっている場合に相続人となります
第3順位	兄弟姉妹	第1順位の相続人および第2順位の相続人がいない場合に相続人となります
	甥・姪	第1順位の相続人および第2順位の相続人がいない場合で、かつ兄弟姉妹が被相続人より先に亡くなっている場合は、兄弟姉妹に代わって相続人となります

代襲相続について

相続人になるはずだった子や兄弟姉妹が被相続人よりも先に死亡している場合は、その子が死亡した人に代わって相続権を引き継ぎます。これを「代襲相続」といいます。子の場合は孫、孫も死亡している場合はひ孫と再代襲相続が認められますが、兄弟姉妹の場合は、その子(被相続人にとって甥・姪)に限り代襲相続が認められます。

法定相続分・遺留分の権利一覧表

相続人	法定相続分		遺留分	
第1順位 配偶者と子(または孫)	配偶者 1/2	子(孫) 1/2	配偶者 1/4	子(孫) 1/4
第2順位 配偶者と父母(または祖父母)	配偶者 2/3	父母 1/3 (祖父母)	配偶者 1/3	父母 1/6 (祖父母)
第3順位 配偶者と兄弟姉妹(または甥・姪)	配偶者 3/4	兄弟姉妹 1/4 (甥・姪)	配偶者 1/2	兄弟姉妹 なし (甥・姪)
配偶者のみ	全部		1/2	
子(または孫)のみ	全部		1/2	
父母(または祖父母)のみ	全部		1/3	
兄弟姉妹(または甥・姪)のみ	全部		なし	

- 子、直系尊属、兄弟姉妹について同順位の相続人が複数いる場合は、相続分を均等に人数で割ります。
- 実子と養子、実父母と養父母の相続分は同じです。
- 半血兄弟姉妹(父または母の一方だけを同じくする兄弟姉妹)は、全血兄弟姉妹(父母を同じくする兄弟姉妹)の相続分の1/2となります。
- 相続人がいない場合は、相続財産管理人による債権者などへの弁済、特別縁故者への分与後、国庫に帰属することになります。
- 遺留分算定の基礎となる財産額は、被相続人が相続開始時に有していた財産の価額に同人が生前に贈与した財産の価額を加え、その中から相続債務の全額を控除した額になります。

遺留分について

一定の相続人のために民法が保障する最低限度の相続分です。もし遺言が、この遺留分を侵害することになった場合は、遺留分を主張する権利のある相続人は、相続開始後に侵害された分を取り戻すことができます。遺留分を主張することができる相続人は、配偶者、直系卑属(子ども、孫など)、直系尊属(父母、祖父母など)に限られ、遺言者の兄弟姉妹は除かれます。なお、法律で定められた期間内に請求がなければ、遺言内容がそのまま有効になります。

8. 戸籍謄本について(ご参考)

一部見本

全部事項証明書	
本 籍 名	大分県大分市府内町〇〇番地 大銀 太郎
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成 19 年 9 月 15 日 【改製事由】平成 6 年法務省令第 51 号附則第 2 条第 1 項による改製
戸籍に記録されている者 除 籍	【名】太郎 【生年月日】昭和 2 年 1 月 1 日 【父】大銀 次郎 【母】大銀 ハナ 【続柄】長男
死 亡	【死亡日】平成 28 年 12 月 30 日 【死亡時分】午後 0 時 30 分
戸籍に記録されている者	【名】花子 【生年月日】昭和 5 年 2 月 1 日 【父】大分 銀太 【母】大分 銀子
配偶者死亡	【配偶者氏名】大銀 太郎 【配偶者の死亡日】平成 28 年 12 月 30 日

お亡くなりになられた方の死亡日を確認します。

氏名	本籍	改製原戸籍	改製理由
大銀 太郎	大分県大分市府内町〇〇番地	改製原戸籍	改製理由
大銀 次郎	大分県大分市府内町〇〇番地	改製原戸籍	改製理由
大銀 ハナ	大分県大分市府内町〇〇番地	改製原戸籍	改製理由
大分 銀太	大分県大分市府内町〇〇番地	改製原戸籍	改製理由
大分 銀子	大分県大分市府内町〇〇番地	改製原戸籍	改製理由
花子	大分県大分市府内町〇〇番地	改製原戸籍	改製理由
太郎	大分県大分市府内町〇〇番地	改製原戸籍	改製理由

子供(相続人)が婚姻等をしている場合は、現在の姓の確認をします。
〈例〉大銀姓 → 城崎姓
なお、現在の姓が変わっている場合は子供(相続人)の「全部事項証明書」も必要です。

お亡くなりになられた方の戸籍謄本の中で子供(相続人)であることを確認します。

ここに戸籍編製理由や年月日が記載されます。

9. 相続税について(ご参考)

遺産の総額

- 土地*
- 家屋
- 一般の動産
 - ・ 預貯金
 - ・ 有価証券
 - ・ 保険金(みなし相続財産)等

● 被相続人からの相続開始前3年以内の贈与財産
● 相続時精算課税制度を適用した贈与財産

※要件を満たした場合、小規模宅地等の特例が適用可能です。

課税価格(遺産の総額 - 非課税財産および債務・葬儀費用等)

遺産の総額 - 控除部分(非課税財産等)

生命保険金の非課税枠 500万円 × 法定相続人の数 *1

死亡退職金の非課税枠 500万円 × 法定相続人の数 *1

課税される遺産総額(課税価格 - 基礎控除)

課税価格 - 控除部分(基礎控除)

3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数 *1

***1. 遺産に係る基礎控除の「法定相続人の数」の注意点**

① 被相続人に養子がある場合、「法定相続人の数」に含める養子の数については、次のような制限があります。

- 被相続人に実子がある場合…1人まで
- 被相続人に実子がない場合…2人まで

なお、以下に該当する場合は、養子ではなく、実子として取扱います。

- 民法上の特別養子縁組により養子となった者
- 配偶者の実子で被相続人の養子となった者

② 相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとして人数を数えます。

※当資料は作成日現在の税制・関係法令・通達等に基づき記載しています。今後、税務の取扱い等が変わる場合もありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。なお、個別の税務取扱い等については、(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

10. よくあるご質問

相続手続きに関する「よくあるご質問」を記載しております。なお、相続に関する法律や相続税に関する事項は、専門家(弁護士・税理士等)へご確認ください。

Q1 銀行での相続手続きは何をすればよいですか？

A 戸籍謄本等の必要書類をご用意していただき、お手続きを進めていきます。詳細は本冊子3ページ以降をご参照ください。また不明な点がありましたら、窓口へお問い合わせください。

Q2 銀行の相続手続きは誰でも可能ですか？

A 相続人、遺言執行者、相続財産管理人等、相続財産についての権利を有する方にお手続きしていただきます。

Q3 銀行の相続手続きはいつまでに行えばよいですか？

A 特に決まりはありません。ご都合のよい時にお手続き願います。ただし、相続税の申告が必要な方は、遺産分割の割合によって相続税が異なりますので、お早めにお手続きされることをお勧めします。
※相続税の申告期限は「相続の開始を知った日(通常はお亡くなりになられた方の死亡日)」の翌日から10ヶ月以内です。

Q4 養子は相続人となりますか？

A 養子は実子と同様に相続人となります。
※養子縁組によって、法律上の親子関係となり、実の親子関係と同じになります。なお、認知した子も実子や養子と同様に相続人となります。詳細は、「法定相続人と法定相続分・遺留分について(ご参考)」(17ページ)をご参照ください。

相続預金について相続人の間で話し合いがまとまらない場合はどうしたらよいですか？

A 相続人の間で話し合いがまとまらない場合は、家庭裁判所に調停の申立を行うことができます。調停で合意に至らない場合は、調停不成立となり審判や訴訟に移行することとなります。また、裁判所以外でも弁護士会等でもご相談できます。

Q6 戸籍謄本や印鑑証明書はどこで取得すればよいですか？

A 戸籍謄本は本籍地、印鑑証明書は住民登録を行っている市(区)役所(町村役場)で取得できます。取得時に、「相続手続きに必要なため」と担当者へお伝えください。

Q7 戸籍謄本や印鑑証明書は原本を銀行窓口に持参しないといけないですか？

A 必ず原本をご持参ください。戸籍謄本は、当行でコピーさせていただき、原本はご返却いたします。印鑑証明書は、原本をいただきます。

Q8 戸籍謄本と戸籍抄本の違いは何ですか？

A ●戸籍謄本(全部事項証明書)は戸籍内のすべての人をそのまま記載しています。
●戸籍抄本(個人事項証明書)は戸籍内の一部(特定の個人)だけを記載しています。戸籍の一部しか記載していない戸籍抄本(個人事項証明書)は相続人にあたる方の記載がない場合があるため、当行の相続手続きでは戸籍謄本(全部事項証明書)をご用意ください。

亡くなった人に借入があることがわかり相続したくない場合はどうすればよいですか？

A 相続とはお亡くなりになられた方の権利も義務もひとまとめに受け継ぐということです。プラスの財産より債務の方が明らかに多い場合は、相続放棄をすることができます。相続放棄するとその人ははじめから相続人でなかったことになり、プラスの財産もマイナスの財産も一切承継する事はありません。相続放棄は、家庭裁判所の管轄になります。詳細については家庭裁判所へご相談ください。当行に提出する必要書類については、「相続放棄」(13ページ)をご参照ください。

Q10 相続手続きを他の方に委任する場合の委任状には何を書けばよいですか？

A 委任状には下記の項目が必要です。
①委任日
②お亡くなりになられた方の最後の住所および氏名・生年月日
③委任する方の住所・氏名・実印(印鑑証明書どおり)
④委任を受ける方の住所・氏名(印鑑証明書どおり)
⑤委任する内容 ※委任内容は明確にご記入ください。当行に提出する必要書類については、「相続手続きを委任」(13ページ)をご参照ください。

ご相談窓口

相続の受付は
スマホが便利です

